

平成 29 年第 1 回熊本市災害義援金配分委員会 資料

☆ 現状報告 (平成 28 年 11 月 30 日現在)

被害状況

人的被害	死亡者	79人	住家被害	全壊	5,761件
	重傷者	757人		大規模半壊	8,950件
		半壊		38,780件	
		一部損壊		81,239件	
		損壊なし		10件	

現在の配分基準

対象	第1次		第2次		第3次		第4次		配分基準額 (合計)	
	県	市	県	市	県	市	県	市		
人的被害	死亡者	20万円	2万円	60万円	-	20万円	-	-	-	102万円
	重傷者	2万円	2千円	6万円	-	2万円	-	-	-	10万2千円
住家被害	全壊	20万円	2万円	60万円	-	-	-	-	-	82万円
	大規模半壊	10万円	1万円	30万円	-	-	-	-	-	41万円
	半壊	10万円	1万円	30万円	-	-	-	-	-	41万円
	一損(修理)	-	-	-	-	10万円	-	-	-	10万円
	一損(非課税)	-	-	-	-	-	-	-	3万円	3万円
	一損(ひとり親)	-	-	-	-	-	-	-	3万円	3万円

受入状況

県及び受付団体の 受入状況 (H29.11.13現在)	受入額	うち熊本県	うち日本赤十字社	うち共同募金会
	51,186,592,224 円	19,647,989,841 円	28,515,782,367 円	3,022,820,016 円

本市の受入状況 (H29.11.30現在)	受入額	うち県義援金	うち市義援金
	25,946,859,680 円	24,378,600,000 円	1,568,259,680 円

配分状況

支払状況	配分件数	配分額 (原資別)	うち	
			県義援金	市義援金
死亡者	77 件	78,540 千円	77,000 千円	1,540 千円
重傷者	726 件	74,032 千円	72,580 千円	1,452 千円
全壊	5,624 件	4,611,680 千円	4,499,200 千円	112,480 千円
大規模半壊	8,081 件	3,313,210 千円	3,232,400 千円	80,810 千円
半壊	39,041 件	16,006,810 千円	15,616,400 千円	390,410 千円
一損(修理)	5,315 件	531,500 千円	531,500 千円	
一損(非課税)	18,228 件	546,840 千円		546,840 千円
一損(ひとり親)	2,651 件	79,530 千円		79,530 千円
計	79,743 件	25,242,142 千円	24,029,080 千円	1,213,062 千円

☆ 審議事項

① 新たな配分対象及び基準額

《県決定事項》

半壊・大規模半壊の被災世帯において解体した世帯及び敷地被害による解体世帯については、災害によって受けた損失が大きいことから、生活再建支援制度（基礎支援金）の取扱いに準じ、全壊世帯と同額を配分

《本市配分（案）》

県決定どおりに配分を行うとともに、本市の独自配分についても、上記考え方を踏まえ、県決定に連動し、全壊世帯と同額を配分する

- 県決定** { 【半壊・大半：40万円 ⇒ 解体：80万円 (+40万円)】
 【敷地被害：対象外 ⇒ 解体：80万円 (+80万円)】
- 市独自分** { 【半壊・大半：1万円 ⇒ 解体：2万円 (+1万円)】
 【敷地被害：対象外 ⇒ 解体：2万円 (+2万円)】

【県義援金の追加配分】

(単位:千円)

り災区分	最終件数 (推計)	既配分額	追加 配分	所用額 (推計)
全壊	12,800	800	0	0
大半解体 半壊解体	13,950	400	400	5,580,000
敷地被害解体	50	0	800	40,000
大半・半壊	54,550	400	0	0
一部損壊 (修理費100万)	17,000	100	0	0
一部損壊 (非課税)	-	-	-	-
一部損壊 (ひとり親)	-	-	-	-
合計	98,350	-	-	5,620,000
県配分可能見込額				約11,543,000
県配分後 残額見込				約5,923,000

【市独自配分案】

(単位:千円)

最終件数 (推計)	既配分額	県に 連動	所用額 (推計)	受取額計
5,700	20	0	0	820
12,000	10	10	120,000	820
10	0	20	200	820
36,000	10	0	0	410
9,000	0	0	0	100
19,000	30	-	-	30
2,700	30	-	-	30
84,410	-	-	120,200	
市配分可能見込額			約319,000	
市配分後 残額見込			約198,800	

※最終対象件数は、直近のり災証明発行件数、義援金支給実績等から推計したものの。

② 今後の配分方針について

《県の方針》

上記の配分を行ってもなお残額が生じる場合、全壊世帯（解体世帯含む）、半壊世帯に対し2：1の割合で増額

※ 基準額は、義援金残額や対象世帯の概況が把握できた時期に別途定める

《市の方針》

上記配分後、残額が小額となる見込であるため、県の方針を踏まえつつ、対象数や今後の受入状況等を考慮しながら、次回配分委員会にて検討する。

例) 県の追加配分と同様の対象に配分、復興基金に繰り入れての活用を検討 等

③ 義援金の申請期限について

○ り災証明書の申請期限（未定）にあわせて、住家被害【全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊（非課税）、一部損壊（ひとり親）】及び【重傷者（1月以上の重傷）】の申請受付を終了する

※ 再調査等により「り災証明」の発行が遅れた場合などのやむを得ない場合は、上記にかかわらず申請を受け付ける

※ 半壊または大規模半壊で解体した世帯については、被災者生活再建支援制度（基礎支援金）の支給状況より自動的に抽出するため、新たな申請は不要

○ 死亡者、重傷者（災害障害見舞金の対象者）については、依然審査が継続していることから、当面の間、受付を継続する

○ 一部損壊（修理）については、工事が期限までに完了しないケースが多数あることから、申請期限を1年間延長する《県下統一》